

学則第33条第2項により退学した者の再入学等に関する規程

平成21年4月1日

規程第104号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 令和 2年 3月規程第 9号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第33条第2項により退学した者が再入学を願い出たとき及び再入学を目的に学則第38条第1項の科目等履修生（以下「再入学目的の科目等履修生」という。）となることを願い出たときに、適用する。

(再入学の方法と再々入学の禁止)

第2条 退学した者が再入学を願い出るには、再入学目的の科目等履修生を経由する方法及び経由しない方法のいずれかを、1回に限って選ぶことができる。

2 前項に規定するいずれかの方法を選んだときは、その後、他の方法を選ぶことはできない。

3 第1項の規定により再入学を願い出るときは、再入学願（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(再入学目的の科目等履修生の許可要件)

第3条 退学した者が再入学目的の科目等履修生としての入学を願い出たときは、その者の退学時の取得単位数及び累積GPAのいずれもが、次の条件を満たしている場合に、許可することができる。

(1) 1996年度以前入学生に対して適用

入学後経過学期数	取得単位数	累積GPA
3学期	40以上	1.5以上
4 "	55 "	1.6 "
5 "	70 "	1.7 "
6 "	85 "	1.8 "
7 "	100 "	1.9 "
8 " 以上	115 "	1.9 "

(2) 1997年度以後入学生に対して適用

入学後経過学期数	取得単位数	累積GPA
3学期	35以上	1.5以上
4 "	50 "	1.6 "

5 "	6 5 "	1. 7 "
6 "	8 0 "	1. 8 "
7 "	9 0 "	1. 9 "
8 " 以上	1 1 0 "	1. 9 "

(再入学目的の科目等履修生としての入学の時期、回数及び期間)

第4条 再入学目的の科目等履修生として入学を許可される時期及び回数は、退学後1学期を経過した時点で1回限りとし、その期間は1学期を超えることはできない。

(履修科目の制限)

第5条 再入学目的の科目等履修生として履修できる科目は、退学した学年の学期までの範囲内の開講科目に制限される。ただし、当該範囲内の開講科目であっても、演習及び卒業研究を履修することはできない。

(再入学の許可要件)

第6条 再入学目的の科目等履修生が再入学を願い出た場合は、再入学目的の科目等履修生として履修した科目(退学以前において、当該科目が既履修であるか又は未履修であるかを問わない。)の成績によって、退学時の累積GPAが2.00以上に改善したときに、再入学を許可することができる。

(再入学の願出の時期及び回数)

第7条 再入学目的の科目等履修生が再入学を願い出ることのできる時期及び回数は、再入学目的の科目等履修生としての履修期間1学期を終了したとき1回に限って許される。

(再入学目的の科目等履修生を経由しない者の再入学)

第8条 退学した者が再入学目的の科目等履修生を経由しないで再入学を願い出たときは、再入学小委員会は、第9条第1項の認定に基づいて教授会に提案し、教授会の意見を徴した上で、学長が入学を許可することができる。

2 再入学は、退学後1年以上の期間を経過しなければ、許可されない。

(再入学小委員会)

第9条 再入学小委員会は、再入学目的の科目等履修生を経由しない者が再入学を願い出た場合において、再入学選考のための試験、面接、その他適切な方法により、その者の再入学の目的、動機及び基礎学力等が再入学に十分に値すると認定したときに、その者の再入学を教授会に提案できる。

2 再入学小委員会は、学長がその都度指名する教員で構成する。

(再入学許可後の取扱い)

第10条 再入学目的の科目等履修生が再入学を許可されたときの再入学後の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 再入学の学年及び学期は、退学時の学年の学期の次の学期とし、上級学年に配置された科目の履修は認めない。

(2) 再入学前に再入学目的の科目等履修生及び科目等履修生として修得した単位数及び成績評価は、累積GPAが2.00以上の範囲内で、かつ、その成績評価がD

以上の総計 30 単位までを卒業所要の単位数及び成績評価として再入学時点で繰り入れることを認め、その認定内容は、再入学許可通知書（様式第 2 号）で通知する。

- (3) 前号において卒業所要単位数に繰り入れることを認められた単位数は、青森公立大学経営経済学部履修規程（平成 21 年規程第 99 号）第 4 条第 3 項に規定されている単位修得制限の算定には含めないものとする。
- 2 再入学目的の科目等履修生を經由しないで再入学を許可された者の再入学後の取扱いは、再入学小委員会が前項に準じて再入学選考時に審査及び決定し、再入学の提案を含めて、教授会に提案する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程は、平成 13 年度までに学則第 33 条第 2 項の規定により退学した者について適用する。